



第 10 回黒潮町議会 9 月定例会会議録

令和 6 年 9 月 6 日 開会

令和 6 年 9 月 18 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 9 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
9 月 6 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
9 月 7 日	土	休 会	休 会
9 月 8 日	日	休 会	休 会
9 月 9 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
9 月 10 日	火	休 会	委員会
9 月 11 日	水	休 会	委員会
9 月 12 日	木	休 会	委員会
9 月 13 日	金	本会議	一般質問
9 月 14 日	土	休 会	休 会
9 月 15 日	日	休 会	休 会
9 月 16 日	月	休 会	休 会
9 月 17 日	火	本会議	一般質問
9 月 18 日	水	本会議	一般質問・委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 73 号

令和 6 年 9 月第 10 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 30 日

黒潮町長 松 本 敏 郎

記

- | | |
|-------|------------------|
| 1 期 日 | 令和 6 年 9 月 6 日 |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和6年9月6日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1 番	濱 村 美 香	2 番	山 本 牧 夫	3 番	澳 本 哲 也
4 番	宮 地 葉 子	5 番	宮 川 徳 光	6 番	浅 野 修 一
7 番	水 野 佐 知	8 番	欠	9 番	山 本 久 夫
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	小 松 孝 年	12 番	矢 野 昭 三
13 番	矢 野 依 伸	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	佐 田 幸
環 境 政 策 室	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 課 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 山 崎 あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

7 番 水 野 佐 知 9 番 山 本 久 夫

令和6年9月第10回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和6年9月6日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第21号から第51号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 21 号	令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 22 号	令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 23 号	令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 24 号	令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 25 号	令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 26 号	令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 27 号	令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 28 号	令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 29 号	令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 30 号	令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 31 号	令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 32 号	令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 33 号	令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について
議案第 34 号	黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 35 号	黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 36 号	黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 37 号	黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 38 号	学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例及び黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 39 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算)
議案第 40 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算)
議案第 41 号	令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 42 号	令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
議案第 43 号	令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 44 号	令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 45 号	令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第 46 号	令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区の請負契約の締結について
議案第 47 号	令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区の請負契約の締結について
議案第 48 号	黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について
議案第 49 号	馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第 50 号	鈴・熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定について
議案第 51 号	高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議 事 の 経 過

令和6年9月6日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和6年9月第10回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第14号から16号までが町長から、報告第17号が教育委員会から、報告第18号から21号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしていますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理した陳情書は、議席に配布しました文書表のとおりです。陳情第7号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で、議長の行動報告につきましては、議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和6年9月第10回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、6月議会定例会以降の主な事項につきまして行政報告をさせていただきます。

まず初めに、海水浴場で確認されたサメとみられる生物への対応につきまして、報告させていただきます。

7月14日日曜日の浮津海水浴場の海開きの後、5日後でございますけれども、7月19日に実施した沿岸域空撮調査により、サメとみられる生物が確認されたため、先に海開きをしていた浮津海水浴場を直ちに遊泳禁止にするとともに、7月21日日曜日の入野海水浴場の海開きは、その時点で延期と致しました。

撮影映像からサメの種類の特定を足摺海洋館へ依頼しましたところ、その生物はメジロザメの仲間であるとの見解でございました。

その後、7月29日の空撮調査では、道の駅ビオスおおがた前の沿岸域で、サメとみられる生物が確認されました。これについてはハナザメであるとの見解で、先に確認されたメジロザメの仲間と同様に、興奮すると人に危害を加えることがあるとのことでした。

このことから、浮津海水浴場では、堤防内に防護ネットを設置し、遊泳区域内の安全対策を講じた上で、8月1日から一部の海域で海水浴場を再開致しましたが、入野海水浴場ではその海の地形上、十分な安全対策を講じることができなかったため、開設しない判断を行いました。

今年度は、安全確保の面から入野海水浴場は開設できませんでしたが、遊泳することを楽しみにしている皆さまのためにも安心して遊泳できる海水浴場が提供できるように、引き続きの情報収集に努めてまいります。

次に、南海トラフ地震臨時情報等における防災対応について報告致します。

8月8日、午後4時43分の日向灘を震源とする地震、マグニチュード7.1、最大震度6弱により、町内で震度2の揺れを計測、高知県沿岸には津波注意報が発表され、午後5時10分には港湾内、海沿いへの避難指示を発令しました。

避難指示直前の午後5時には、気象庁より南海トラフ地震臨時情報、調査中が発表されたことで、午後6時10分、町は災害対策本部を設置し、本部、支部、保健センターにおいて、24時間体制での防災対応の準備を進めました。

午後7時に津波注意報は解除されましたが、その後、午後7時15分には、令和元年の運用開始以来初めての南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表され、町内全域に高齢者等避難を発令し、町が運営する7か所、地区長による23か所の避難所を開設するとともに、午後7時30分及び午後9時45分に、それぞれ災害対策本部会議を開催し、避難行動要支援者の避難の検討、24時間体制での警戒体制構築の指示を行いました。

その後、7日間にわたり各種対応を行ってまいりましたが、15日、午後5時に発表された政府からの地震への注意の呼び掛け終了に伴い、高齢者等避難を解除するとともに、全避難所を閉鎖し、災害対策本部も解散致しました。

この日をもって、政府からの南海トラフ地震臨時情報による地震への注意の呼び掛けは終了致しましたが、地震発生の可能性がゼロになったわけではありませんので、これまでどおりご家庭、地域での防災対策に努めていただきたいと思います。

本町においても、今回の対応を早急に検証し、より適切な行動が取れるように努めてまいります。

最後に、台風第10号の接近における防災対応について報告致します。

勢力の強い台風第10号の接近に伴い、本町では、8月28日午後5時に第2配備体制とし、町内全域に高齢者等避難を発令し、避難所を開設しました。

その後、午後8時41分に波浪警報、翌29日午前2時56分には大雨警報が発表されましたが、幸いにもまとまった降雨はなく、黒潮町に接近した30日には勢力も弱まり、午後2時30分には大雨警報が解除されました。

午後4時には、その後の風雨も弱まることを見込まれたため、町内全域に発令していた高齢者等避難を解除し、開設していた避難所を随時閉鎖するとともに、配備体制を解除致しました。

今回の防災対応において、避難者が最も多くなった29日には、一般避難所10か所に43名、福祉避難所3か所に4名、合計47名となりました。

また、現状で把握している被害と致しましては、町道等の崩土3か所、倒木等5か所となっており、農業被害は、県の速報値によると、露地野菜の実の擦れや、ハウスの被覆被害となっておりますが、その他、人的被害や家屋等への大きな被害はありませんでした。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番、水野佐知君、9 番、山本久夫君を指名致します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 13 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 9 月 18 日までの 13 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、令和 6 年 9 月第 10 回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、ご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでの 31 議案でございます。

提案致します議案の内訳は、令和 5 年度の決算認定が 13 件、条例の一部改正が 5 件、補正予算の専決処分が 2 件、補正予算が 5 件、契約締結が 3 件、辺地計画の変更が 1 件、同計画の策定が 1 件、後期高齢者医療広域連合規約の変更が 1 件となっております。

議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 33 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてまでの 13 議案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案するものでございます。

次に、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。

令和 5 年度一般会計の歳入決算額は 115 億 5,171 万 2,297 円で、対前年度比 2 億 901 万 9,086 円、1.8 パーセントの増となっております。

歳出決算額は 109 億 3,724 万 1,883 円で、対前年度比 1,213 万 3,066 円、0.1 パーセントの増となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は 6 億 1,447 万 414 円となり、このうち翌年度に繰り越す事業の財源は 3 億 6,428 万 3,000 円となっております。

また、実質収支額は 2 億 5,018 万 7,414 円となっており、この実質収支額から地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金への繰入額は 2 億円とし、基金への繰入額を差し引いた純然たる翌年度への繰越額は 5,018 万 7,414 円となりました。

歳入では、ふるさと納税寄附金が 9 億 642 万 3,000 円で、対前年度比マイナス 1 億 6,666 万 1,073 円、15.5 パーセント減となり、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金に加え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、デジタル田園都市国家構想交付金など、喫緊の対策に必要な補助金の充実により、総額は 16 億 1,834 万 6,664 円で、対前年度比 9,205 万 4,670 円、6.0 パーセント増となつ

ております。

歳出の義務的経費は、人事院勧告による給与のプラス改定により、人件費は増、障害者自立支援給付費や児童手当に係る扶助費は減となり、公債費においては、緊急防災・減災事業債元利償還金などの増により 4,903 万 9,554 円、3.1 パーセント増となっております。

投資的経費は、普通建設事業の補助事業、単独事業、及び災害復旧事業においても、前年度比較で減となっております。

また、令和 5 年度一般会計等普通会計の決算における健全化判断比率の状況は、実質公債費比率が 12.2 パーセント、将来負担比率は、昨年同様に算定の数値はなしであり、値はマイナス 48.4 パーセントとなっております。

次に、議案第 22 号から第 33 号までの特別会計では、一般会計からの繰入金に頼っている会計もございますが、全ての会計において、それぞれ実質収支額は黒字となっております。

引き続き、各特別会計において事業の円滑な運営と、その経理の適性化に努めてまいります。

次に、議案第 34 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 9 日に公布され、令和 6 年 12 月 2 日に国民健康保険の被保険者証の廃止が決定になったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 35 号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和 6 年 3 月 29 日に交付され、同年 4 月 1 日から施行されたこと、また、平成 25 年高知県条例第 8 号、高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例が廃止になったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 36 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和 6 年 3 月 29 日に交付され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 37 号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、黒潮町立佐賀児童館の休館日につきまして変更することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 38 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例及び黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、学校開放に係る体育の照明施設等の使用料及びふれあいセンターの使用料の納付時期について、使用の許可と同時に納付いただいているものを、使用する月の翌月末まで

に変更することに伴い、その使用料の徴収及び管理について整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）を説明させていただきます。

この一般会計補正予算の専決処分は、主に災害に関連するがけ崩れ対策、及び農業災害復旧工事に係る補正となっており、早期着工、改善が求められることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算）を説明させていただきます。

この一般会計補正予算の専決処分は、6 月 18 日に発生致しました降雨により被災致しました水道管の復旧に係る補正となっており、早期着工、改善が求められることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、8 月 1 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 41 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 198 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 116 億 4,678 万円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、

総務費では、修繕料や委託料の障害者福祉システム制度改正に伴う改修委託、定額減税対応に伴うシステム改修業務委託の追加により、689 万 5,000 円の増額。

民生費では、各種事業負担金の精算による返還金及び児童手当など、4,717 万 3,000 円の増額。

衛生費では、予防接種委託や各種事業負担金の精算による返還金など、4,736 万 4,000 円の増額。

農林水産業費では、会計年度任用職員の報酬及び各種手当の追加により、26 万 3,000 円の増額。

教育費では、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金返還金などにより、29 万 1,000 円の増額。

以上の補正を、それぞれ行っております。

これらの歳出に対応するため歳入は、地方交付税のうち、普通交付税の額の確定による増額、国、県支出金及び町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整を行っております。

次に、議案第 42 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 705 万 7,000 円を追加し、歳入歳出総額を 2,066 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、令和 5 年度決算に伴う翌年度繰越金等の追加、ならびに、基金への積立金の計上によるものでございます。

次に、議案第 43 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3,576 万 3,000 円を追加し、歳入歳出総額を 22 億 4,236 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、令和 5 年度決算に伴う翌年度繰越金の追加、ならびに財政調整基金への積立金などの計上によるものでございます。

次に、議案第 44 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ7,774万5,000円を追加し、歳入歳出総額を19億2,405万6,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、令和5年度決算に伴う、翌年度繰越金の追加、ならびに、給付費準備基金への積立金及び償還金などの計上によるものでございます。

次に、議案第45号、令和6年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、収益的収入及び支出である第3条予算におきまして、第1款水道事業費用の予算額を520万円追加し、総額を2億9,167万7,000円とするものでございます。

次に、議案第46号、令和6年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、8月21日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、令和6年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区でございます。

また、契約の方法は、指名競争入札で、契約金額が5,100万7,000円、そして、契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町伊與喜43番地5、株式会社土居建設、代表取締役、土居三平となっております。

次に、議案第47号、令和6年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、8月21日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、令和6年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区でございます。

また、契約の方法は、指名競争入札で、契約金額が5,326万2,000円。そして、契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野2584番地、西南綜合建設株式会社、代表取締役、中澤正宏となっております。

次に、議案第48号、黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、8月21日に一般競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事でございます。

また、契約の方法は一般競争入札で、契約金額が16億6,100万円。そして、契約の相手方は、大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号、日立造船株式会社、代表取締役、桑原道となっております。

次に、議案第49号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について説明させていただきます。

この議案は、令和3年度から進めております、馬荷辺地総合整備計画に基づき整備している公共施設の事業費の額、及び辺地対策事業債の予定額を変更することによる計画変更であり、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号、鈴・熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定について説明させていただきます。

この議案は、鈴及び熊野浦地区において今年度から実施を計画しております町道成又熊野浦線道路改良事業、町道熊ノ浦海岸線道路改良事業、ヒジロケ谷橋橋梁改修事業、ウタノハエ橋橋梁改修事業、また、令和8年度から実施予定の町道荷稻鈴線道路改良事業を行うことによる、新たな5か年計画を策定するものであり、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 51 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 9 日に公布され、令和 6 年 12 月 2 日に後期高齢者医療の被保険者証の廃止が決定になったことに伴い、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じました。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課室長、次長に補足説明をさせますので、適切なご決定をよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

会計管理者。

会計管理者（國友広和君）

それでは、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 32 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 12 議案につきまして、補足補足説明を致します。

各会計とも、令和 5 年度歳入歳出決算書を基に、主な決算内容についてご説明をさせていただきます。

それでは、議案第 21 号、令和 5 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を致します。令和 5 年度歳入歳出決算書の 1 ページをお開きください。

歳入総額は 115 億 5,171 万 2,297 円、歳出総額は 109 億 3,724 万 1,883 円、差引残額は 6 億 1,447 万 414 円となっております。

このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定に基づく基金への繰入金を 2 億円とし、繰越明許費繰越額 3 億 6,428 万 3,000 円を含めた翌年度への繰越額は 4 億 1,447 万 414 円となっております。

次に、歳入の合計です。6 ページ、7 ページをお開きください。一番下の欄になります。

調定額 115 億 7,764 万 6,440 円に対しまして、収入済額が 115 億 5,171 万 2,297 円、不納欠損額は 446 万 1,496 円、収入未済額は 2,147 万 2,647 円となっております。

前年度と比べますと、収入済額は 2 億 901 万 9,086 円の増となり、不納欠損額は 208 万 9,265 円の増、収入未済額は 426 万 2,229 円の減となっております。

続きまして、主な歳入の状況をご説明致します。2 ページにお戻りください。

1 款町税です。たばこ税を除いた町税の状況は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体で、調定額、収入済額とも増額となっております。

現年課税分の調定額は 555 万 9,800 円の増、また、現年課税分の収入済額は 587 万 3,681 円の増となり、企業の賃上げなどから個人町民税が増加しております。

滞納繰越分につきましては、調定額が 122 万 3,514 円減少、収入済額は 12 万 1,872 円減少しております。徴収率につきましては、全体で前年度と比べ 0.17 パーセント上昇しております。

不納欠損額につきましては 441 万 3,596 円で、前年度と比べ 245 万 5,414 円の増となっております。

また、現年度、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、総額で 627 万 8,385 円となっておりますが、令和 5 年度中に還付することができなかった還付未済額 8 万 6,370 円が収入済額の中に含まれておりまして、この還付未済額を除いた実際の収入未済額は 636 万 4,755 円となります。前年度と比べて、382 万 7,413 円の減となっております。

10 款地方特例交付金につきましては、収入済額 429 万 2,000 円となっており、前年度と比べ 68 万 8,000 円の増となっております。

次のページをお開きください。

11 款の地方交付税については、収入済額 44 億 6,889 万 6,000 円となっており、前年度と比べ 1 億 1,498 万 6,000 円の減となっております。

次に、13 款分担金及び負担金につきまして、ご説明致します。

調定額 1,666 万 5,297 円に対しまして、収入済額は 1,649 万 7,597 円となっており、収入未済額 16 万 7,700 円となっています。

次に、14 款使用料及び手数料についてです。

調定額 3 億 4,166 万 5,820 円に対し、収入済額 3 億 2,871 万 7,123 円で、不納欠損額は 4 万 7,900 円、収入未済額は 1,290 万 797 円となっております。

昨年度と比べると、保育所の運営に係る施設型給付費の増などにより、3,091 万 1,017 円の増となっております。

次に、15 款国庫支出金についてです。

収入済額 16 億 1,834 万 6,664 円となっております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などは前年度と比べ減少しておりますが、デジタル技術を活用し、住民サービスの高度化、効率化を推進するためのデジタル田園都市国家構想交付金や脱炭素社会の実現に向けた取り組みに対する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などにより、昨年度と比べ 9,205 万円余りの増となっております。

16 款県支出金につきましては、収入済額 8 億 3,033 万 6,770 円となっております。企業等のハード整備などに係る産業振興推進総合支援事業費補助金がなかったことや、申請数の減に伴い住宅耐震化促進事業費補助金が前年度から減少するなど、マイナスの要因もございましたが、高規格道路周辺整備補助金などの増により、昨年度と比べますと 61 万円余りの増となっています。

17 款財産収入につきましては、収入済額 3,286 万 1,294 円となっております。立木売却収入の減などにより、前年度に比べますと 365 万円余りの減となっております。

18 款寄附金につきましては、収入済額が 9 億 1,969 万 961 円となっています。ふるさと納税寄付金の減により、前年度と比べ 1 億 5,549 万円余りの減となっております。

続きまして、19 款繰入金についてです。

収入済額は 8 億 8,609 万 3,456 円となっており、前年度より 5 億 7,153 万 1,147 円の増となっています。

主な要因は、財政調整基金及びふるさと納税基金を取り崩して、財源の調整などに充当したことによるものでございます。

次のページをお開きください。

続きまして、21 款の諸収入です。調定額 1 億 1,875 万 7,706 円に対しまして、収入済額は 1 億 1,663 万 1,941 円、収入未済額は 212 万 5,765 円です。

幡東森林組合や高知県漁業協同組合への貸付金などがなかったことなどから、前年度と比べますと 3,738 万円余りの減となっております。

次に、22 款町債です。収入済額は 8 億 8,335 万 2,000 円となっており、前年度と比べますと 1 億 1,209 万円余りの減となっております。

以上が、収入の主なものになります。歳入に占める割合は、町税が 7.47 パーセント、地方交付税が 38.69 パーセント、国、県の支出金が 21.2 パーセント、町債の方が 7.65 パーセントとなっています。

また、基金を取り崩したことによりまして繰入金の割合が前年度に比べますと 7.67 パーセントと大きくなっております。

それでは、次に、歳出についてご説明致します。10 ページ、11 ページをお開きください。

一番下の歳出合計欄をご覧くださいと思います。

予算現額 130 億 7,377 万 6,000 円に対し、支出済額は 109 億 3,724 万 1,883 円で、前年度と比較しますと 1,213 万 3,066 円の増となっております。

翌年度繰越額は 12 億 9,644 万 5,000 円、不用額 8 億 4,008 万 9,117 円となっております。

続きまして、主な歳出の状況をご説明致します。8 ページ、9 ページにお戻りください。

令和 4 年度決算と比較して、増減のあったところをご説明致します。

まず、2 款総務費です。支出済額は 24 億 2,216 万 6,000 円となっています。

1 項 3 目、財産管理費の、教育委員会の移転に伴う改修工事の設計委託料や工事費の増、1 項の 6 目、企画費の、大方高校の教育振興交流支援施設の整備に伴う、用地購入費や設計委託料の増、行政手続きの電子化に伴う委託料の増、1 項の 11 目、情報化推進費の、庁舎内の情報システムの更新等にかかる委託費の増などがありましたが、1 項 5 目、財政管理費における、ふるさと納税寄付金を現年度事業に充てたことによります積立金の減でありますとか、1 項 15 目、新型コロナウイルス感染症対策費の減などにより、前年度と比べますと 3 億 7,038 万余りの減となっております。

次に、3 款民生費です。支出済額は 25 億 3,684 万 7,701 円となっております。

1 項 1 目、社会福祉総務費の電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金の増などにより、前年度と比べますと 1 億 8,101 万円余りの増となっております。

次に、4 款衛生費です。支出済額は 11 億 2,948 万 6,508 円となっております。

1 項 6 目、環境衛生費における水道事業会計繰出金の増、新たな事業として 1 項 10 目、脱炭素対策費 3 億 5,824 万円余りが増となったほか、2 項 2 目、塵芥処理費の幡多広域市町村圏事務組合負担金の増などにより、前年度と比べますと 4 億 6,092 万円余りの増となっております。

次に、6 款農林水産業費です。支出済額は 5 億 8,964 万 1,740 円となっております。

1 項 4 目、畜産業費において、鶏糞を処理するための焼却炉や温水ボイラー、ボイラーを管理するための倉庫整備といった畜産施設の整備がなかったことなどにより、前年度と比べますと 8,773 万円余りの減となっています。

次に、7 款商工費です。支出済額 2 億 1,019 万 8,448 円となっています。

昨年度、2 款の新型コロナウイルス感染症対策費として支出していたスポーツツーリズム誘客促進事業委託を、1 項 3 目、観光費から支出したことなどにより、前年度に比べますと 1,165 万円余りの増となっております。

次に、8 款土木費です。支出済額は 10 億 6,383 万 7,794 円となっております。

2 項 2 目、道路新設改良費における高規格道路周辺整備事業に伴う委託料や工事請負費、3 項 2 目、がけくずれ対策費における工事請負費などが増となる一方、4 年度に実施しておりました入野地区宅地造成基本設計委託業務などの減によりまして、前年度と比べますと 849 万円余りの減となっております。

10 ページ、11 ページをお開きください。

9 款消防費です。支出済額は 5 億 6,266 万 9,737 円となっております。

1 項 4 目、防災費において 4 年度に実施しました、消防屯所と合築しました地区緊急避難施設の整備がなかったことや、4 年度に建築物耐震対策緊急促進事業が完了したことなどから、前年度に比べますと 2

億968万円余りの減となっております。

次に、10款教育費です。支出済額は5億9,442万3,533円となっております。

3項1目、学校管理費において大方中学校外壁、屋根、軒天改修工事により工事請負費が増となる一方、2項1目、学校管理費において4年度に実施しました、南郷小学校の校舎、運動場の改修工事などがなかったことなどから、前年度に比べますと1,310万円余りの減となっております。

次に、11款災害復旧費です。支出済額は1億2,543万492円となっております。前年度と比べ、912万円余りの増となっております。

最後に、12款公債費です。支出済額16億2,747万9,878円となっております。前年度と比べると、4,903万円余りの増となっております。

続きまして、不用額についてご説明をさせていただきます。11ページの不用額合計欄、一番下の欄をご覧ください。

総額で8億4,008万9,117円、予算現額に対する不用額の比率は6.4パーセントであり、前年度と比べますと率は0.6パーセント減少し、金額については1,859万7,066円の減となっております。

不用額につきましては、予算執行の過程で、経費の節減であるとか効率的な事業執行によって発生したもののほか、どうしても突発的な対応のために予算を確保しておく必要がある費目などは、不用額が発生しやすい傾向にあります。

不用額の主なものについて、ご説明をさせていただきます。8ページ、9ページにお戻りください。

まず、2款の総務費です。不用額は3億9,924万2,000円となっております。前年度と比べると1億3,202万円余り増加しております。

不用額の主な費目については、1項5目、財政管理費の24節の積立金、1項6目、企画費、15節の工事請負費、1項11目、情報化推進費、27節の繰出金、1項14目、ふるさと納税費、7節の報償費及び11節の役務費となっております。

続きまして、3款の民生費の不用額は1億5,226万3,299円となっており、前年度と比較しますと603万円余りの減少となっております。

主な費目につきましては、1項7目、障がい者自立支援費、19節の扶助費、2項1目、老人福祉総務費の19節扶助費となっております。

続きまして、4款衛生費の不用額は5,953万7,492円となっており、前年度と比較すると611万円余りの減となっております。

不用額の主な費目につきましては、1項3目、予防費、12節の委託料、1項7目、診療所費、27節の繰出金、2項2目塵芥処理費、18節の負担金補助及び交付金、2項3目、し尿処理費、10節の需用費となっております。

最後に、6款農林水産業費の不用額は5,352万4,260円で、前年度より1,639万円余り増加しております。

不用額の主なものにつきましては、2項2目、林業振興費、3項2目、水産業振興費、それぞれの18節、負担金補助及び交付金となっております。

それでは、予備費充当についてご説明致します。ページがちょっと飛びますが、250ページをお開きください。

13款の予備費です。当初予算額3,898万1,000円に対し、予備費充当額は41件で、3,450万4,000円となっております。

充当先につきましては、253 ページの備考欄に記載のとおりでございます。

以上、一般会計の歳入歳出について、ご説明をさせていただきました。

その他、詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書及び業務執行報告書によりご確認をお願い致します。

続きまして、特別会計についてご説明をさせていただきます。255 ページをお開きください。

議案第 22 号、令和 5 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 1,613 万 1,234 円、歳出総額 99 万 9,177 円、差引残額、翌年度繰越金とも、1,513 万 2,057 円となっております。

収入未済額の方は 5,922 万 4,444 円となっており、前年度に比べ 258 万 5,726 円減少しております。

次に、271 ページをお開きください。

議案第 23 号、令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明致します。

歳入総額 2,027 万 3,681 円、歳出総額 1,321 万 5,502 円、差引残額、翌年度繰越金とも、705 万 8,179 円となっています。

次に、歳入の状況について、次のページをご覧ください。

歳入の合計は、調定額 2,683 万 6,481 円に対しまして、収入済額 2,027 万 3,681 円、収入未済額は 656 万 2,800 円となっております。

主な歳入は、3 款諸収入で、奨学資金の返還金となっております。調定額 2,309 万 9,800 円に対しまして収入済額は 1,653 万 7,000 円、収入未済額の 656 万 2,800 円は前年度に比べ 9 万 7,000 円の減少となっております。

次に、歳出。274 ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額 1,323 万 4,000 円に対しまして、支出済額 1,321 万 5,502 円、不用額は 1 万 8,498 円となっております。

1 款 1 項の育英事業費の 842 万 6,502 円のうち、5 年度の奨学資金貸付金は 840 万円となっております。

また、昨年度に続き、478 万 9,000 円を基金へ積み立てております。

次に、287 ページをお開きください。

議案第 24 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額、歳出総額ともに同額の 13 億 8,932 万 6,898 円となっており、前年度と比べますと 972 万円余りの減となっております。

この特別会計につきましては、水道事業会計を除く各会計に予算計上された、特別職、一般職の人件費を一括で処理をしております。

次に、301 ページをお開きください。

議案第 25 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 17 億 6,284 万 1,182 円、歳出総額 17 億 2,707 万 7,826 円、差引残額、翌年度繰越金とも 3,576 万 3,336 円となっております。

次のページ、302 ページをお開きください。

歳入の合計は、調定額 17 億 7,258 万 1,413 円に対しまして、収入済額は 17 億 6,284 万 1,182 円、不納欠損額は 66 万 1,750 円、収入未済額 907 万 8,481 円となっております。

次に、主な歳入の状況についてですが、1 款の国民健康保険税につきましては、調定額 2 億 6,228 万 433

円に対し、収入済額は2億5,256万7,402円、前年度と比べますと収入済額は670万円余りの減となっております。

収入未済額につきましては905万7,581円となっておりますが、令和5年度中に還付することができなかった還付未済額35万2,686円が収入済額の中に含まれておりますので、この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は941万267円となります。この未済額は、前年度と比べますと28万8,666円の減となっております。

4款の県支出金につきましては13億460万7,384円となっており、前年度と比較しますと1億9,335万円余りの増となっております。

また、6款の繰入金の収入済額は1億6,580万1,399円となっており、前年度と比べますと282万円余りの減少となっております。

次に、歳出です。306ページをお開きください。一番下の欄になります。

歳出合計です。予算現額19億2,050万4,000円に対しまして、支出済額17億2,707万7,826円、不用額は1億9,342万6,174円となっています。歳出総額は、前年度と比べますと1億9,677万3,631円の増となっております。

続きまして、主な歳出の状況についてご説明を致します。304ページにお戻りください。

主な歳出は、2款の保険給付費です。支出済額12億5,856万7,238円となっております。前年度と比較すると1億9,111万円余りの増となっております。

3款国民健康保険事業費納付金として高知県に納付している各種負担金については、支出済額3億5,764万8,839円となっております。前年度と比較しますと1,206万円余りの減少となっております。

また、6款積立金につきましては、3,860万8,863円を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てをしております。前年度と比べますと1,162万円余り増加しております。

次に、343ページをお開きください。

議案第26号、令和5年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を致します。

決算状況は、歳入総額5,767万5,805円、歳出総額5,711万391円、差引残額、翌年度繰越金ともに56万5,414円となっております。

次のページ、344ページをお開きください。

歳入の状況です。

歳入合計は、調定額5,767万5,805円に対しまして、収入済額は同額の5,767万5,805円、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

歳入の主なものにつきましては、1款の診療収入となります。収入済額981万9,782円。前年度に比べると61万円余りの増となっております。

5款の一般会計からの繰入金3,700万円は、前年度に比べますと1,000万円余りの増加となっております。

次に、歳出です。346ページをお開きください。

歳出の合計です。予算現額6,206万2,000円に対し、支出済額は5,711万391円、不用額495万1,609円となっております。

支出済額は、前年度と比較しますと1,520万円余り増加しております。

歳出の主なものは、1款1項1目、一般管理費の委託料の560万787円となっております。

次に、367 ページをお開きください。

議案第 27 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 16 億 7,650 万 6,143 円、歳出総額 15 億 9,906 万 9,980 円、差引残額、翌年度繰越金とも 7,743 万 6,163 円となっております。

次のページ、368 ページをご覧ください。歳入の状況となります。

歳入の合計は、調定額 16 億 7,838 万 2,466 円に對しまして、収入済額は 16 億 7,650 万 6,143 円、不納欠損額は 110 万 9,896 円、収入未済額は 76 万 6,427 円となっております。

主な歳入の状況につきましては、1 款保険料の調定額 2 億 6,695 万 5,510 円に對しまして、収入済額は 2 億 6,510 万 7,487 円。不納欠損額は 109 万 896 円、収入未済額は 75 万 7,127 円となっておりますが、令和 5 年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額 20 万 4,700 円が収入済額の中に含まれております。この還付未済額を除いた実際の保険料の収入未済額は 96 万 1,827 円となります。

収入未済額につきましては、前年度に比べますと 123 万円余り減少しております。

7 款繰入金については、2 億 6,766 万 1,892 円を一般会計から繰り入れております。

次に、歳出の状況です。次のページ、370 ページをご覧ください。

歳出の合計は、予算現額 18 億 413 万円に對し、支出済額 15 億 9,906 万 9,980 円、不用額は 2 億 506 万 20 円となっております。

歳出の主なものについては、2 款保険給付費です。支出済額 14 億 6,788 万 1,858 円となっております。これは、前年度と比べますと 4,923 万円余りの減となっております。

次に、409 ページをお開きください。

議案第 28 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 1,643 万 6,532 円、歳出総額 1,643 万 5,859 円、差引残額、翌年度繰越金とも 673 円となっております。

本会計は、介護保険の予防給付の対象となる、要支援者の介護予防計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるように運営しているもので、収入未済額はありません。

次に、425 ページをお開きください。

議案第 29 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 8,472 万 3,322 円、歳出総額 8,196 万 6,448 円、差引残額、翌年度繰越金とも 275 万 6,874 円となっております。

次に、445 ページをお開きください。

議案第 30 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 1,037 万 7,087 円、歳出総額 856 万 2,570 円、差引残額、翌年度繰越金とも 181 万 4,517 円となっております。

次に、463 ページをお開きください。

議案第 31 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

歳入総額 2 億 3,823 万 3,433 円、歳出総額 2 億 3,124 万 1,988 円、差引残額、翌年度繰越金とも 699 万

1,445 円となっております。

次のページをご覧ください。

歳入の主なものについては、1 款の後期高齢者医療保険料で、調定額 1 億 4,698 万 1,700 円に対しまして、収入済額は 1 億 4,700 万 1,200 円と収入額が調定額を上回っておりますが、これは、令和 5 年度中に還付することができなかった保険料の還付未済額 9 万 9,100 円が、収入済額の中に含まれているものでございます。

この還付未済額を除いた実際の保険料の収入済額は 1 億 4,690 万 2,100 円となっており、実際の保険料の収入未済額の方につきましては 7 万 1,900 円となります。前年度よりも 16 万 8,300 円減少しております。

3 款繰入金につきましては、事務費に係る費用や、保険料軽減措置を行った保険料について一般会計から繰り入れるものでございます。収入済額は 8,101 万 9,075 円、前年度と比べますと 235 万円余りの増となっております。

次に、歳出の状況です。次のページをお開きください。

歳出の合計は、予算現額 2 億 3,844 万 7,000 円に対し、支出済額は 2 億 3,124 万 1,988 円、不用額は 720 万 5,012 円となっております。

歳出の主なものにつきましては、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金の 2 億 1,699 万 7,957 円で、前年度よりも 958 万円余り増加となっております。

次に、485 ページをお開きください。

議案第 32 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明致します。

決算状況は、歳入総額 3 億 674 万 5,917 円、歳出総額 3 億 666 万 4,370 円、差引残額、翌年度繰越金とも 8 万 1,547 円となっております。

次のページをお開きください。

歳入の状況となります。

歳入の合計は、調定額 3 億 726 万 787 円に対して、収入済額 3 億 674 万 5,917 円となっております。

歳入の主なものとしては、1 款の使用料及び加入金等です。収入済額は 1 億 3,536 万 540 円となっており、昨年度と比較すると 492 万円余り増加しております。

収入未済額は、前年度と比べ 5 万 1,300 円減少し、51 万 4,870 円となっております。

また、2 款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金 1 億 6,050 万円となっております。

次のページをお開きください。

歳出の状況となります。

歳出の合計は、予算現額 3 億 1,664 万 3,000 円に対し、支出済額は 3 億 666 万 4,370 円、不用額は 997 万 8,630 円となっております。

以上が、各会計の決算状況となります。

505 ページ以降は、財産に関する調書となっております。こちらの方につきましては、ご確認をお願い致します。

以上、給与等集中処理特別会計を除きました、11 会計の歳出決算額の総額は 149 億 7,958 万 5,994 円となっております。

これで、議案第 21 号から議案第 32 号までの、各会計の決算の認定についての補足説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

この際、10時30分まで休憩致します。

休 憩 10時 13分

再 開 10時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第33号、令和5年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を致します。議案書は14ページでございます。水道事業特別会計決算書、水色の表紙の決算書をお願い致します。

それでは、表紙の次にあります目次をお開きください。

1ページは、令和5年度黒潮町水道事業決算報告書、14ページ目からは令和5年度黒潮町水道事業報告書でございます。決算報告書と事業報告書に分けていますので、まずは事業報告書からご説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。

ここには、令和5年度黒潮町水道事業報告書として、1、概要、カッコ1に総括事項を記載していますので、読み上げましてご説明をさせていただきます。

なお、この概要を数値としてまとめたものが、16ページのカッコ1、業務の概要以降に記載しておりますので、そちらの数値もご確認いただければと思います。

まず、マル1、利用状況についてですが、令和5年度における年間配水量は152万4,155立方メートルで、対前年度比1.8パーセントの減少、年間給水量は121万336立方メートルで、対前年度比2.1パーセントの減少となりました。また、有収率は79.4パーセントと、前年度比0.3ポイントの減少となりました。

次に、マル2、経営収支の状況でございます。

当年度の決算状況は、営業収益1億8,745万3,456円で、対前年度比2.1パーセントの減少、営業外収益5,225万7,945円で、対前年度比0.7パーセントの増加、他会計繰入金については、高料金対策としての5,000万円の繰入を含む5,408万4,788円で大幅な増加となり、特別利益が140万1,065円で、対前年度比55.5パーセントの増加、合計事業収益2億9,519万7,254円で、対前年度比18.7パーセントの増加となりました。

次に、営業費用は2億2,340万765円で、対前年度比2.7パーセントの増加、営業外費用は1,693万5,516円で、対前年度比8.2パーセントの減少、特別損失として18万5,677円で、前年度比45.5パーセントの減少、合計事業費用は2億4,052万1,958円で、対前年度比1.8パーセントの増加となりました。

費用増加の主な要因としましては、営業費用原水及び浄水費の修繕料の増加と配水及び給水費の修繕料の増加、総係費の給料、手当の増加であります。

一方、原水及び浄水費の動力費、総係費の委託料、減価償却費では減少となっておりますが、全体では約420万円の増加となっております。

当年度は、昨年度に比べ高料金対策として5,000万円の繰り入れもあり、事業収益は増加となりました。また、事業費用も増加となりましたが、損益計算におきましては5,467万5,296円の純利益となっております。

なお、この損益計算書につきましては4ページから5ページに記載していますので、後ほどご確認をい

たきます。

次に、マル3の建設改良事業の状況でございます。

主な建設改良工事と致しましては、有井川地区基幹管路更新工事、佐賀地区基幹管路更新工事、小黒ノ川地区配水管移設工事を施工致しました。また、鞭と湊川の取水ポンプの取替工事と上川口浄水場への色度濁度計の設置工事、佐賀地区低区配水池の流量計更新工事等も行っております。

なお、工事内容につきましては、20ページから21ページにかけて記載をしておりますのでご確認ください。

次に、22ページをお開きください。

ここには、会計の状況を表しております。カッコ2に、令和5年度末の企業債残高を記載しております。

期首残高12億9,439万5,647円に対し、当年度借入金が9,740万円、当年度償還金が1億624万2,631円で、令和6年3月期末の企業債残高は12億8,555万3,016円となっております。なお、この残高は33ページ、企業債明細書の未償還残高の総合計と同額となります。

続きまして、決算報告書のご説明を致します。1ページをお開きください。

決算報告書カッコ1、収益的収入及び支出につきましては、水道料金等の事業収入で、施設の運転や維持管理など日々の事業運営のための経費を掲げていまして、予算上では3条予算として整理されているものでございます。

まず、収入の決算額は合計で3億1,388万1,257円となり、内訳としましては、営業収益で2億616万8,610円、営業外収益で5,222万6,529円、他会計繰入金で5,408万4,788円、特別利益で140万1,330円となっております。

続きまして、2ページの支出ですが、決算額は合計で2億4,930万187円となっており、内訳としましては、営業費用で2億3,132万4,386円、営業外費用で1,777万1,611円、特別損失で20万4,190円となっております。

続きまして、3ページです。

3ページには、カッコ2、資本的収入及び支出の決算状況を表しております。

この予算は4条予算とも言いまして、水道施設を整備、改良するための投資的予算とこれまで投資のために借入れしてきた企業債の元金分の償還金に当たる予算となっております。

収入の決算額は合計で1億5,825万5,635円となり、内訳としましては、企業債で9,740万円、他会計繰入金で3,197万3,106円、国庫支出金で2,888万2,529円となっております。

次に、支出ですが、決算額は合計で、2億6,493万6,012円となり、内訳としましては、建設改良費で1億5,869万3,381円、企業債償還金で1億624万2,631円となっております。

令和5年度から令和6年度への繰越は建設改良費で2,359万8,000円となっております。これは、佐賀地区における配水管路更新工事において、入札不調により契約の見直しに不測の日数を要したためです。

また、3ページ下段の欄外に記載していますが、資本的収入額1億5,825万5,635円に対し、資本的支出額が2億6,493万6,012円となっておりますので、不足額1億668万377円につきましては、減債積立金2,601万9,068円、建設改良積立金730万2,607円、当年度分消費税及び、地方消費税資本的収支調整額984万8,678円及び、当年度分損益勘定留保資金6,351万24円にて、補てんをしております。

次に、財務諸表についてご説明致します。4ページから5ページをお開きください。

損益計算書につきましては、会計期間における経営成績を表すもので、先ほどご説明しました14ページの事業報告書マル2、経営収支の状況でご説明したとおり、当年度純利益は5,467万5,296円となっております。

り、本年度も利益を上げることができております。

なお、この明細は26ページからの収益費用明細書に記載しておりますので、ご確認をお願い致します。
次に、6ページをお開きください。

ここには、貸借対照表、バランスシートを記載していますので、ご説明を致します。

これは、期末時点における企業の財政状態を明らかにするために作成するもので、令和6年3月31日時点の財政状況を表しています。

6ページの資産の部、1固定資産では、縦に3列数字が並んでいますが、中央の数字がそれぞれの帳簿価格でございまして、下段の右端の数字がこの帳簿価格の合計となり、28億2,653万4,261円でございます。

7ページの2、流動資産の合計は4億4,581万2,430円でございます。

なお、流動資産のカッコ2、未収金につきましては、水道事業特別会計は出納閉鎖期間がないことから3月31日をもって切り替わるため、3月分の水道料金及び一般会計からの繰入金、補助金等4月以降に入ってくるため、それらが未収金として1億3,890万4,599円となっております。

また、水道料金滞納額のうち貸倒引当金として1,118万7,358円を計上致しました。

資産合計と致しましては、固定資産、流動資産、合わせまして32億7,234万6,691円となります。

その次の、負債及び資本につきましては、これまでの資産がどのような形で調達されたかを表しているもので、負債の部では、8ページの下段のとおり、負債合計が24億4,823万9,766円となっております。

資本の部では、9ページの下から2行目、資本合計が8億2,410万6,925円となり、負債、資本、合計額は32億7,234万6,691円となりまして、7ページの資産合計の金額と合致していますので、バランスが取れているということになります。

次に、10ページをお開きください。

剰余金の計算書を、添付していますのでご確認をお願いします。

令和5年度では、資本的収支の補填財源として減債積立金2,601万9,068円と建設改良積立金730万2,607円を充てておりますが、利益剰余金が5,467万5,296円となっており、その結果、令和6年度への繰越利益剰余金は3億2,150万4,980円となっております。

次に、30ページをお開きください。

30ページから33ページにかけては企業債明細書ということで、上水と簡水、それぞれ借入先と借入額、そして未償還残高等を明記しております。

33ページの未償還残高の総合計12億8,555万3,016円は、7ページの貸借対照表の固定負債の企業債と流動負債の企業債を合計した額と合致していますので、ご確認をお願いします。

そして、最後、34ページには固定資産明細書を添付しております。

この表の右下の額、年度末償却未済額の合計28億2,653万4,261円は、6ページの貸借対照表の固定資産合計額、いわゆる帳簿価格と合致していますので、それぞれご確認をお願い致します。

令和5年度は、キャッシュフローの状況から見ましても業務活動により得た5,755万円により、投資活動において水道設備への投資2,260万円を実施し、財務活動で884万円の企業債の残高を減らすことができ、バランスの取れたものとなっております。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは議案第 34 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 15 ページ、条例案は 16 ページになります。

主な改正理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 9 日に公布され、令和 6 年 12 月 2 日に国民健康保険の被保険者証の廃止が決定になったことに伴い、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

それでは、個々の条文につきまして新旧対照表にてご説明をさせていただきます。参考資料の 1 ページをお開きください。

第 8 条におきまして、被保険者証等の返還の求めに応じない場合に係る罰則を規定しておりましたが、被保険者証自体が廃止となったことに伴い、被保険者証の返還に係る規定の部分を削るものでございます。

議案書の 16 ページにお戻りください。

附則第 1 条において施行日を定めておりまして、令和 6 年 12 月 2 日からの施行としております。

また、第 2 条では、罰則が適用される場合についての経過措置を定めております。

以上で、議案第 34 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 35 号、第 36 号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 35 号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書 17 ページをお願い致します。

令和 6 年 3 月 29 日に、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が交付され、同年 4 月 1 日から施行されています。

また、平成 25 年高知県条例第 8 号高知県指定介護予防サービス当の事業の人員、設備及び運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例が廃止になっております。

このことにより、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例にて、地域包括支援センター運営協議会の定義規定に改正が生じたことと、介護予防訪問看護計画書の基準につきまして、県の基準の廃止に伴い、国の基準とするための改正が生じたので、条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文につきまして新旧対照表にてご説明致します。参考資料の 2 ページをお開きください。

第 13 条につきましては、次の議案第 36 号にもかかわっておりますが、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が省令第 140 条の 66 第 1 号ロ、カッコ 2 から同号イに移ったことによる改正となります。

第 31 条カッコ 12、及びカッコ 13 につきましては、提出を求める介護予防訪問介護計画書につきまして、これまで高知県指令介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例以下県指定介護予防サービス等基準条例を基準としてまいりましたが、この県指定介護予防サービス等基準条例が廃止となったことにより、国の定める基準、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営ならびに指定介護予防サービス等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、以下指定介護予防サービス等基準に改正を行うものです。

続きまして、議案第 36 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は 18 ページになります。

先ほどの条例改正と同時となりますが、令和 6 年 3 月 29 日に省令が改正されたことにより、今回変更するものです。

その中で、マル 1、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化、それからマル 2、総合事業の継続利用要保護者の利用可能サービスの弾力化、マル 3 として、介護保険負担限度額認定証の様式の改正の、3 点について改正が行われました。

このうちの職員配置の柔軟化につきまして当町の条例を改正する必要性が生じたので、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文につきまして新旧対照表にてご説明致します。参考資料の 4 ページをお開きください。

先ほどの議案 35 号でもありましたが、第 2 条につきましては一部改正省令で、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が省令第 140 条の 66 第 1 号ロ、カッコ 2 から同号イに移ったことによる改正となります。

第 3 条第 1 項の 1 行目の改正につきまして、黒潮町内にはセンターは 1 つしかありませんが、省令の基準に合わせ改正するものです。

同じく、第 3 条第 1 項の中段部分及び第 2 項の改正につきましては、省令で定める地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化する改正が行われたことにより、改正するものです。

具体的には、担当する区域における第 1 号被保険者、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満の場合、1、保健師その他これに準ずる者、2、社会福祉士その他これに準ずる者、3、主任介護支援専門員その他これに準ずる者のうちから、専従、常勤の職員をそれぞれ 1 人配置することとしていましたが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるようになるものです。

また、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第 1 号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになるものです。

つまり、複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればいいことになりますので、個々のセンターには必ず、先ほどの 1 から 3 の職種全てを配置しなくても良くなり、個々のセンターには、先ほどの 1 から 3 の職種のうち、いずれか 2 以上の常勤の職員を配置すれば良くなるという解釈になります。

以上で、議案第 36 号の補足説明を終わります。議案第 35 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、議案第 37 号、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。議案書は 21 ページ、条例案は 22 ページになります。

本議案につきましては、第 9 条黒潮町立佐賀児童館の休館日につきまして一部変更を行うものでござい

ます。

改正理由は、近年、佐賀児童館の利用者が少ない状況が続いており、昨年度におきましては、1年間の自由来館者が58人、主催事業参加者が175人、合計233人という状況でした。

そのような中、佐賀児童館におきましても、今年度より新たな子どもの居場所づくりを主たる事業として推進するべく、事業改善を図るとともに、4月より試験的に土曜日会館を行ってきました。

その結果、7月末までの来館者が525人と大幅に増加しております。このことから、土曜日の休館日を変更し、火曜日から土曜日を開館日とする条例改正を提案するものです。

新旧対照表によりご説明させていただきます。参考資料の6ページをお開きください。

第9条で開館時間と休館日を規定しております。第2項第2号で休館日を日曜日及び月曜日に改め、同項第3号で、国民の祝日が月曜日に当たるときはその翌日に改めるものでございます。

以上で、議案第37号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第38号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例及び黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を致します。議案書は23、24ページ、新旧対照表は参考資料7、8ページです。

当該条例の主な改正理由は、学校開放に係る体育施設の照明施設等の使用料及びふれあいセンターの使用料の納付時期について、使用の許可と同時に納付いただいているものを、使用する月の翌月末までに変更することに伴い、その使用料の徴収及び管理について整備するものです。

また、使用料の減免及び不還付の規定につきましては、執行者を町長とすべきところが教育委員会や管理者になっておりましたので、執行者を教育委員会、管理者から町長に改めるものです。

条例改正について、新旧対照表にて改正点を説明致します。参考資料7ページをお開きください。

まず、第1条による改正は、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例の一部改正になります。

第4条使用料の減免、第5条使用料の不還付につきましては、執行者を教育委員会から町長に改めるものです。

次に、改正前の第6条を第7条とし、第6条に新たに納入の通知、督促、遅延損害金等の基準を定めるもので、使用料の納入通知、督促、遅延損害金及び管理について、黒潮町債権管理条例の例によるものとするものです。

次に、8ページをお開きください。

第2条による改正は、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正になります。

第9条使用料の減免につきまして、執行者を管理者から町長に改めるものです。

次に、第12条を13条とし、10条までを1条繰り下げるものです。

新たに加える第10条につきましては、7ページと同様に、納入通知、督促、遅延損害金等の基準を定め、債権管理条例の例によるものとしております。

議案書24ページにお戻りください。

この条例は、附則により令和6年10月1日から施行することとしております。

以上、議案第38号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）の補足説明を致します。議案書は 25 ページとなります。白色の専決の予算書をご用意ください。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算専決第 1 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 9,385 万円を追加し、総額をそれぞれ 115 億 4,479 万 4,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で地方債の補正を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。15 ページをお開きください。

主だった事業につきまして、ご説明を致します。

まず、8 款 3 項 2 目、がけくずれ対策、14 節工事請負費の 1,200 万円の追加は、がけくずれ住家防災対策事業工事 2 件分を計上しております。

次に、16 ページの 11 款 1 項 1 目、農業用施設災害復旧費、12 節委託料は、災害に係る測量設計委託 1,000 万円の追加となっており、14 節工事請負費の追加は、農地災害復旧工事 7 件 220 万円、及び農業用施設災害復旧工事 22 件 6,950 万円となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

13 款分担金及び負担金 285 万円の増額は、がけくずれ住家防災対策事業及び単独災害復旧費の地元等の分担金及び負担金となっております。

次に、16 款県支出金につきましては、説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

次に、19 款繰入金財政調整基金繰入金 600 万円の追加は、収支の調整を行うものでございます。

次に、14 ページに移りまして、22 款町債は、説明欄の記載のとおり 4,000 万円を増額するものでございます。

9 ページにお戻りください。

第 2 表地方債補正でございます。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 10 億 9,018 万 2,000 円を、補正後は 11 億 3,018 万 2,000 円とするもので、その他、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 14 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 39 号専決処分の承認を求めることについての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算）につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は 27 ページでございます。予算書につきましては、水色の表紙のものとなります。補正第 1 号の予算書となります。

今回の補正は、6 月 18 日に発生致しました降雨により被災致しました水道管の復旧に係る補正を行うものでございます。

早期着工、改善が求められることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 8 月 1 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 4 条、資本的収入及び支出では、第 1 款上水道事業資本的収入の予算額を 4,000 万円増額し、合計を 10 億 8,748 万 7,000 円とするものです。

また、上水道事業資本的支出の予算額についても 4,000 万円増額し、合計を 11 億 6,778 万 2,000 円とするものです。

次に、10 ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

まず、支出から説明致します。

資本的支出 1 項建設改良費、1 目拡張改良費、22 節委託料は、水道管災害復旧に係る詳細設計委託業務の費用として 400 万円を追加するものです。26 節工事請負費についても、同じく水道管災害復旧に係る工事請負費として 3,600 万円を追加するものです。

次に収入ですが、資本的収入 1 項企業債、1 目企業債、1 節企業債の 4,000 万円につきましては、支出に対する財源となっております。

3 ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。

3 ページ、4 ページのキャッシュフロー計算書は、1 年間の現金の動きを表しております。5 ページは、会計期間における経営成績を表しました予定損益計算書、6 ページから 9 ページにかけましては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載しております。

いずれも、今回の補正予算を反映したものとなりますので、ご確認をお願い致します。

以上で、議案第 40 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 41 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案書は 29 ページとなります。白色の補正の予算書をご用意ください。

予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 3 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 198 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 116 億 4,678 万円とするものでございます。

また、第 2 条では債務負担行為の補正を、第 3 条では地方債の補正を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。17 ページをお開きください。

主だった事業につきまして、ご説明を致します。

まず、2 款 1 項 3 目、財産管理費、10 節需用費修繕料の 387 万円の追加は、台風等の風水害などにより、集落の水路や道等の法定外公共物などの修繕に費用が生じたことから、以後の修繕予算に不足が生じる見込みのため、必要経費を計上しております。

また、11 目情報化推進費、12 節委託料 302 万 5,000 円の追加は、障がい者福祉サービスの制度改正に伴うシステム改修、及び定額減税対応に伴うシステム改修の経費を計上しております。

次に、17 ページ中段から 18 ページの 3 款 1 項 7 目、障がい者自立支援費、22 節償還金利子及び割引料 2,367 万 2,000 円、18 ページ中段の 3 項 1 目、児童福祉総務費、22 節償還金利子及び割引料 2,000 円、及

び2目児童措置費、22節償還金利子及び割引料30万円は、事業実績に伴う精算によるものでございます。

次に、同18ページ上段の2項1目、老人福祉総務費、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金は、一般会計予算で受け入れる介護保険の国、県支出金である低所得者保険料軽減負担金30万9,000円を介護保険特別会計に繰り出すための計上となっております。

次に、3項2目、児童措置費、19節扶助費の児童手当2,289万円の追加は、令和6年10月分から実施する所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について、第3子以降3万円といった、児童手当制度の拡充に伴う費用となっております。

次に、19ページ。

4款1項1目、保健衛生総務費138万3,000円の追加は、産休、育休代替に係る会計年度任用職員の経費となっております。

次に、3目予防費、12節委託料の予防接種委託3,667万1,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と重症化を予防するため、既存のインフルエンザ等と同様に定期接種体制を構築するため、ワクチン単価、及び接種人数を見込み、必要額を補正するものとなっております。

同じく、3目の22節償還金利子及び割引料812万4,000円、そして、4目母子保健費の22節償還金利子及び割引料118万6,000円、及び20ページ中段の10款1項2目、事務局費、22節償還金利子及び割引料20万5,000円は、事業実績に伴う精算によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

10款地方特例交付金3,336万1,000円の増額は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に係る減収分の確定、及び令和6年度税制改正に伴う国策の定額減税に係る地方公共団体の減収を補てんするために交付される定額減税減収補てん特例交付金の決定によるものでございます。

次に、11款地方交付税3億922万2,000円の増額は、地方交付税のうち、普通交付税の額の確定によるものでございます。

次に、15款国庫支出金につきましては、説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいますところでございます。

15ページに移りまして、19款繰入金の財政調整基金繰入金2億410万4,000円の減額は、収支の調整を行うものでございます。

また、減債基金繰入金1億2,000万円の減額につきましても、収支の調整を行うものでございます。

次に、20款繰越金4,018万7,000円の増額は、令和5年度の決算における純繰越金を見積もっております。

次に、21款諸収入211万2,000円の減額は、産業推進貸付金の精算によるものでございます。

次に、16ページ。

22款町債は、説明欄の記載のとおり256万5,000円を増額するものでございます。

9ページへお戻りください。

第2条関係で、第2表債務負担行為補正でございます。

これらは、新規の対応が必要な事項を記載しておりまして、四万十市新食肉センター整備費負担金につきまして議決を求めるものでございます。

次に、10ページ、第3条関係の第3表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額11億3,018万2,000

円を、補正後は11億3,274万7,000円とするもので、その他、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの16ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第41号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第42号、令和6年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について補足説明を致します。
議案書は30ページ、予算書は青色の表紙のものになります。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ705万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2,066万4,000円とするものです。

予算書の7ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目1節、報酬を3万5,000円、8節旅費を5,000円増額するものです。

増額の理由は、令和7年度からの宮川奨学資金の貸付内容を審議するために、黒潮町宮川奨学資金資格選考委員会を開催する報酬と費用弁償に必要な額が生じるためです。

続きまして、2款1項1目24節、積立金を701万7,000円増額するものです。

積立金増額の理由は、令和5年度繰越金が705万8,179円であることから、本年度宮川奨学資金積立金として支出するものです。

予算書の6ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

先ほど説明致しました前年度の繰越金を、2款1項1目1節の繰越金を705万7,000円増額するものです。

以上、議案第42号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは、議案第43号、令和6年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は31ページ。予算書は黄色の表紙の予算書を願います。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ3,576万3,000円を追加し、総額をそれぞれ22億4,236万9,000円とするものでございます。

補正の理由としましては、令和5年度決算に伴う翌年度繰越金を歳入に追加し、歳出におきましては、基金積立金を追加計上するものでございます。

詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書にてご説明致します。

まず、歳入について説明致します。8ページをお開きください。

7款1項1目、繰越金の1節繰越金3,576万3,000円は、令和5年度本会計の決算において翌年度繰越金が生じたので、今回追加計上するものでございます。

次に、歳出をご説明致します。9ページをお願いします。

6款1項1目、財政調整基金積立金24節積立金の財政調整基金3,576万3,000円の増額は、歳入でご説明をしました令和5年度決算に伴う翌年度繰越金を、財政調整基金へ積み立てるものとなっております。

以上で、議案第 43 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 44 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてについて補足説明をさせていただきます。議案書は 32 ページをお願いします。予算書は、オレンジ色の表紙の予算書をお願い致します。

まず、1 ページをお開きください。

今回の補正は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 7,774 万 5,000 円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を 19 億 2,405 万 6,000 円とするものです。

補正の理由としましては、令和 5 年度の介護保険事業特別会計の精算額の確定に伴う繰入金、繰越金、基金積立金、及び償還金の計上をさせていただいたものです。

まず、歳出から説明させていただきます。9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

4 款 1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金の 1,237 万 4,000 円の増額補正は、令和 5 年度の決算に伴い、基金への積立金を計上しております。

6 款 1 項 2 目、償還金の 6,537 万 1,000 円の増額補正につきましては、前年度の給付実績の決算に伴い、概算で交付を受けていた負担金等を返還するための補正となっております。

続いて、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

7 款 1 項、一般会計繰入金、4 目低所得者保険料軽減繰入金の 30 万 9,000 円の増額補正は、令和 5 年度に概算交付を受けていた低所得者保険料軽減負担金の国費。県費の追加交付分として一般会計に歳入されたものを一般会計から繰り出して、特別会計に繰り入れるものです。

8 款 1 項 1 目の繰越金の 7,743 万 6,000 円の増額補正は、令和 5 年度の決算による前年度からの繰越額を計上するものです。

以上で、議案第 44 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第 45 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は 33 ページでございます。予算書につきましては、水色の表紙のものととなります。補正第 2 号の予算書となります。

今回の補正は、水質検査において追加項目が必要となったため手数料の補正を行うものと、施設の修繕が必要となったために、補正を行うものでございます。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 3 条、収益的収入及び支出では、第 1 款水道事業費用の予算額を 520 万円増額し、合計を 2 億 9,167 万 7,000 円とするものです。

次に、10 ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

収益的支出の 1 項営業費用、1 目原水及び浄水費の 19 節手数料は、水質検査において追加で検査を必要とする項目ができたために、20 万円を追加計上するものです。

次に、2 目配水及び給水費の 23 節修繕費は、主に佐賀地区配水池の電動弁が故障し修繕が必要となった

ために、500 万円を追加計上するものです。

3 ページにお戻りください。

ここからは、財務諸表になります。

3 ページ、4 ページのキャッシュフロー計算書は、1 年間の現金の動きを表しております。

5 ページは、会計期間における経営成績を表しました予定損益計算書、6 ページから 9 ページにかけては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載しております。

いずれも、今回の補正予算を反映したものとしておりますので、ご確認をお願い致します。

以上で、議案第 45 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第 46 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区の請負契約の締結について、及び、議案第 47 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区の請負契約の締結についてを、一括して補足説明をさせていただきます。議案書は 34 ページ、35 ページでございます。

参考資料で説明致しますので、参考資料の 9 ページをお開きください。

議案第 46 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区は、設計金額 5,035 万円で、入札の結果、4,637 万円で落札されました。請負率は 92.1 パーセントとなっております。

この入札の指名業者数は町内業者 10 社でございましたが、そのうち 6 社が辞退しましたので、入札は 4 社で行われました。

この契約は、契約金額 5,100 万 7,000 円にて、株式会社土居建設代表取締役、土居三平と契約締結するものでございます。

次に、議案第 47 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区でございます。参考資料の 10 ページをご覧ください。

本工事は、設計金額 5,263 万円で、入札の結果、4,842 万円で落札されました。請負率は 92 パーセントとなっております。

この入札の指名業者数は町内業者 10 社でございましたが、そのうち 6 社が辞退致しましたので、入札は 4 社で行われました。

この契約は、契約金額 5,326 万 2,000 円にて、西南総合建設株式会社代表取締役、中澤正宏と契約締結をするものでございます。

議案第 46 号、第 47 号の施工内容について、図面により説明をさせていただきます。参考資料の 11 ページをお開きください。

横浜改良住宅内での今回の工区の配置図でございます。図面では、中央上部の黄色の枠囲みになります。右の赤囲みのⅠ工区が議案第 46 号、左の青囲みのⅡ工区が議案第 47 号の対象でございます。参考資料の 12 ページと 13 ページに配置の詳細を添付しておりますので、ご参照ください。

12 ページの図面、上のⅠ工区は、右側の 1 棟が 1 階建て、左側の 1 棟が 2 階建ての仕様となっております。

13 ページ図面、下のⅡ工区は、2 棟共に 2 階建ての構造としております。

14 ページをお開きください。

平屋建ての平面図でございます。1 棟 50.95 平方メートルの構造としております。

15 ページには、2 階建ての平面図を添付しております。左側が 1 階 50.95 平方メートル、右側 2 階 29.25 平方メートル、延べ 80.20 平方メートルの仕様としおります。

以上、議案第 46 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅰ工区、及び、議案第 47 号、令和 6 年度横浜更新住宅建築主体工事Ⅱ工区の請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

それでは、議案第 48 号、黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。議案書は 36 ページでございます。

参考資料にてご説明致しますので、参考資料 16 ページをお開きください。

本工事は、設計金額 15 億 6,000 万円で、一般競争入札の結果、15 億 1,000 万円で落札されました。請負率は 96.8 パーセントでございます。

令和 6 年 6 月 28 日に、制限付き一般競争入札を公告し、入札資格確認の審査を行った後、8 月 21 日に入札を実施したものです。

参加事業者は 1 社でございます。

本契約は、契約金額 16 億 6,100 万円にて、日立造船株式会社取締役社長、桑原道と契約締結するものでございます。

施工内容についてご説明致します。17 ページをお開きください。

今回の工事につきましては、施設の老朽化に伴う適正処理への対応、維持管理費および二酸化炭素排出量の削減のため、機械設備を改良するものでございます。

全体配置図にて着色しております部分が、工事対象範囲でございます。

図面中央の処理施設につきまして、次のページ、18 ページにてご説明致します。

こちらは処理施設の全体のフロー図となっておりますが、赤囲み部分の設備について設備更新などを行うものでございます。

以上、議案第 48 号、黒潮町衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、議案第 49 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について、及び議案第 50 号、鈴・熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定について、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 49 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更について。議案書は 37 ページ、総合整備計画書は 38 ページとなっております。また、参考資料の 19 ページも併せてご覧ください。

馬荷地区は辺地地区に該当しており、令和 3 年度に 5 か年の総合整備計画を策定し、町道馬荷線道路改良事業のほか、令和 4 年度には、湯屋橋橋梁改修事業を追加、また、令和 5 年度には、カバノキ橋橋梁改良事業、町道大井川馬荷線道路改良事業、中馬荷集会所耐震改修事業を追加し、事業を実施してきたところでございます。

総合整備計画に新たな事業を追加する場合や、施設ごとの辺地債予定額の範囲を超える変更を行う場合

は、議会の議決が必要となっております。

今回の計画変更は、本計画期間内における事業費等の変更に伴い、辺地債予定額を増額するものとなっております。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第49号の補足説明を終わります。

続きまして、議案50号、鈴・熊野浦辺地に係る総合整備計画の策定についての補足説明を致します。議案書は39ページ、総合整備計画書は40ページとなっております。参考資料の22ページも併せてご覧ください。

今回の計画策定は、辺地地区に該当しております、鈴及び熊野浦地区において計画している町道改良事業を進めていくため、令和6年度から令和10年度までの5か年の総合整備計画を策定するものでございます。

まず、国道と地域を結ぶ幹線道路であります町道成又熊野浦線、町道熊ノ浦海岸線、町道荷稻鈴線について、急カーブや狹隘（きょうあい）な区間が多く落石等も頻繁に見られ、安全確保を図る必要があること、そして、町道成又熊野浦線に架かるヒジロケ谷橋、及びウタノハエ橋について、点検の結果、老朽化が進行しており、早期に補修をする必要が生じていることから、これらの改修事業を進めていくため新たに計画を策定するものでございます。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第50号の補足説明を終わります。議案第49号と併せ、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは、議案第51号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、について補足説明をさせていただきます。議案書は41ページになります。

主な改正理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、令和6年12月2日に後期高齢者医療の被保険者証の廃止が決定になったことに伴い、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じました。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合規約の一部を変更する場合は関係地方公共団体の協議によるものとなっており、また、その協議は同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものであるため、当議会に上程させていただくものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。参考資料の25ページ、最終ページをお開きください。

高知県後期高齢者医療広域連合規約の第4条におきまして、広域連合が処理する事務を規定しております。その事務のうち、各市町村において行う事務について別表第1に取り出して規定しておりますが、今回の改正は、令和6年12月2日で廃止になる被保険者証及び資格証明書を、資格確認書等の表記に改めるものでございます。

議案書の41ページにお戻りください。

附則におきまして、施行日を令和6年12月2日としております。

以上で、議案第51号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11時 54分